

# 日露戦争後の地域・地方民の意識

——山梨県に代表させて——

深澤 竜人

## 【要旨】

日露戦争後の地方新聞の主張を基に、当時の日本国民の意識・考えを追究した。既にこの時期において、日本の一般的な考えは満州・韓国へと植民地を獲得拡大させるべきというものに傾斜していて、また特にこの時点から韓国の支配を強め、東洋の平和を維持するという考えへと一段と進んでいったことを、本稿では明確にしていく。

【キーワード】 日露戦争，山梨県，帝国主義，植民地，『山梨日日新聞』，『狭中日報』

## はじめに

本稿では近代史の一地方・地域の動向として、日露戦争（1904–05年）後の山梨県民の意識に関してまず光を当てていくこととする。

日本史の通史的把握では、日露戦争期には主戦論・開戦論など戦争への高揚とは別に、与謝野晶子ほかの非戦論・反戦論などの反戦意識・活動が現れてきたことが一般的に特筆されている。こうした状況下、一地方・地域としての山梨県民の意識はどのようなものであったのか、本稿ではまずこの点に関して追求し把握していきたい。

これを検討するにあたって、日露戦争は1905年の9月にアメリカのポーツマ

スで終戦の締結調印が行なわれたのであるが、この講和条約に対して山梨県民はどのような意向・意識・考えであったのか、特にこの点について照射していくこととする。再度日本史の通史的な把握では、このポーツマス条約の締結調印に対して、ロシアから賠償金が獲得できなかったことなどに民衆は憤り、日比谷で焼き討ち事件が発生したことが一般に知られている。こうした状況下、しかし果たして山梨県の実情はどうであったのか、そして同時に山梨県民の意識は当時の代表的なマスコミである新聞紙上を通じてどのようなものであったのか、本稿ではこの点から詳しく見ていくこととする<sup>1</sup>。

なお筆者が今回確認することができた山梨県下での新聞は、以下のとおりである。『山梨日日新聞』『狭中日報』『山梨民報』『甲斐新聞』『山梨時報』（いずれも山梨県立図書館蔵、マイクロフィルム版）。

## 1. 帝国主義政策、植民地獲得・拡大政策の唱道

以下確認していくにあたって、まず事前に我々がはっきりと認識しておかなければならないことは、この日露戦争の時期（さらに以下詳述するように特に日露戦争終結の1905年時）には、すでに当時の新聞紙上ではかなりの程度、韓国・満州へ植民地を増やしていくべきだという植民地拡大政策、ひいてはそれを戦争にまで訴えていく帝国主義政策を主張する論調が、非常に盛んであったということである。これは本稿全体を貫いていく論点であり、結論であるとも言える内容である。既述のとおり、日露戦争期には幸徳秋水・内村鑑三・与謝野晶子ほかの非戦論・反戦論などの反戦意識・活動が生じていたことは、教科書的に特筆される事象ではある。しかしながら、主戦論 vs. 反戦論が数や勢力の上で拮抗していたのではない。むしろ上記の非戦・反戦を求める見解や主張は稀であって僅かであり、逆にあくまでも戦争を継続するべきだとする主張、そしてまたこの時期すでに以下見るような韓国・満州へと植民地を拡大させていくべきだとする主張が、

<sup>1</sup> なお、日露戦争開戦時・開戦中の山梨県民の状況に関しては、山本（2004）が詳しい。また、この時期の山梨県の経済構造・経済状況に関しては、筆者（深澤）の一連の論稿を参照。

声高に唱えられていたのである。これが本稿の全体を貫く分析把握と結果でもある。

さらに言えば、この数年後に生じる日韓併合(1910年)、10数年後に行なわれるシベリア出兵(1918年)、20数年後に訪れる世界大恐慌・昭和恐慌(1929・30年～)から生じた国民の疲弊、そしてその後の一つの打開策として取られた軍部の独走による満州事変(1931年)、こうした韓国・満州などへの植民地拡大政策は、当該の時期に突然降って湧いたものでは決してなかったのである。それに先立つこの1904・05年という日露戦争時において、上記一連の歴史的事件に関連しつつなっていく下敷きや伏線として、大日本帝国は韓国・満州などへ植民地を増やしていくべきだとする主張が、すでに盛んであったのである。であるからこそ、これが基本的な要因として存在し、後に見る上記一連の歴史的事件へと事態は発展し展開していったと捉えられる。こうした植民地拡大を求める見解と主張は、以下見るように、一地方・地域である山梨県の代表的なマスコミとしての新聞紙上でも苛烈に主張されており、山梨県という一地方・地域においてすらかくのとおりであるから、全国的な状況は推して知るべしと考える。

ではまずこの点に関して、一地方・地域の状況を山梨県に代表させた形で、当地での新聞紙上の主張から確認していくこととしたい。例えば1905年9月3日という講和条約調印日以前において、『狭中日報』は論説「満韓移民論一斑」の結論部分で、次の様に主張している<sup>2</sup>。

印度地方及中央及西部亞細亞地方中尚幾多移民し得る余地ありと雖も列強既に区処を加へ大勢力を扶植し又はせんとして容易に後進邦国の茲に侵入するを許さず、[中略][マニラ・アフリカ・南アメリカ州は]人口未だ蜜ならず頗る好望の地域たる如きも如何せん、風土我民族に適せざるにあらざれば大

<sup>2</sup> 以下の引用に当たっては、旧漢字体を当用漢字体に改めた個所がある。原文には漢字に振り仮名があるが、それは省略した。また、原文の平仮名には濁点があるものもないものがあるが、原文のままとしてある。さらに原文には各種の傍点による文字の協調がなされているが、これは省略した。なお、読みやすさを考えて、引用上一マス開けた個所もある。

勢既に一定して唯奴隸的一時の労働者を要るゝあるのみ、茲に大々的勢力を發展して終に第二の日本帝国を形成せんとする如きは夢想だもすべからず、[中略] 然るに囚らざりき、自然なる天兒は今や僅かに一葦水を隔つる満韓の一大天地に、吾人民族の自由に大手腕を揮つて為すが儘に之を一任するの好運に再会せんせむとは。[中略] 吾人民族豈に百難を排し万苦を忍ぶも此天恵的満韓の土地を捨つべけんや。但。世界植民史を繙くもの必ずや植民上二大旨義の存在するを確認すべし、二大旨義とは何ぞや、曰く国家的植民旨義、個人的植民旨義是也。更に之を云へば個人先づ進取して後国家迫認して之を保護する個人旨義と、国家先づ政治的大勢力を確立し以て個人の移住を誘導する国家旨義是也。吾邦の満韓兩地に一大経済的勢力を根底より扶植せんには此二大旨義中何れの旨義に據らんかの問題は利害の在る所重大にして即決すべくもあらずと雖も吾人は両ながら之を並行せんと欲する也。〔『狭中日報』1905年9月3日「満韓移民論一斑(十六)」。〕

[イギリスの例を出し] 吾人も亦国家旨義によりて先づ経済的植民方法を断行し、同時にわが民族の熱心にして、且有為なるに訴へて以て個人的勢力の發展方法を敢行せんとを期さゝる能はず。[中略]

斯くの如くにして洽ねく満韓兩地に移民の大施設を行ひ、国家旨義と両ながら相俟つて其効果を期し、列強と競ふて優劣の地歩を占む、正々堂々として鬼神も其鋒を避けむ也。

但。事素より実力なる範囲を超ゆる能はず[。] 而して勇敢進取なる我國民の氣象は能く無盡蔵なるを得べきも、独り財力の綽々たるに至りては必ずや無盡蔵なる能はざらむとす。是に於てか吾人が年来唱道する所の内緊外伸旨義断行の必要生ず。[中略]

請ふ如上の旨義方略により拳国の同胞と共に鞠躬満韓の経営を全ふせむ。〔『狭中日報』1905年9月13日「満韓移民論一斑(十七)」。〕

見られるように、完全な帝国主義政策の提唱であり、具体的には満州・韓国へと植民地を獲得・拡大させていく政策の唱道である。主張の要点を拾い上げれば、

第二の大日本帝国を形成するために、幸いにも満州・韓国の地が最適であり、これは天恵であってその土地を捨てるべきではない。この満州・韓国の地に一大的な経済的勢力を根底から扶植する政策を、日本は国家と個人の両面で並行させて進めていくべきである。わが国はこの政策からもたらされる効果を期待し、列強と競争して優位な地歩を占めるべきである。わが民族はこれについて熱心であり、また有為であるから、これに訴えて勢力の発展を敢行すべきである。このようになろう。同様な主張は、これ以前の『山梨民法』1905年7月26日「邦人の満州移住」にも見られる。

ただし、そうした移民・植民を進め、植民地を拡大するために、軍事的に武力まで用いていくべきだということまでを、上記の論説は訴えているわけではない。このことには注意しておきたい。ただすでにこうした主張と見解がこの時期叫ばれていたことは、明らかな事実である。

そしてまた注意すべき重要な点は、こうした植民地の拡大、あるいは単に移民を訴える主張は、これより以前の時期には新聞報道を確認する限り、僅かであったのだが、この時期から苛烈に主張されてきたという点である。（この点に関しては推測の限りだが、恐らくは日露戦争での戦勝結果が新聞紙上で連戦連勝であるとの報道から、満州・韓国の地に日本の植民地を形成できるとの安易な予測から、当地の状況視察や見分を含めながらの移民論へと新聞紙上の見解・見方が形成されていったものと考えられる。）そして上記のような単純に植民・移民を進める主張から、それに加えて、その後徐々にその際、他の民族・国民には軍事力をもって、強制・制裁を加えよという過激性を帯びてくるのが、本稿で対象としている日露戦争後の時期である。これらに関して、以下で詳しく確認していくこととなる。

ここで、では果たして、このような思想・主張が、一地方・地域としての山梨県においてですら、どこから発生し、どのようにして涵養され定着してきたか、これについては本稿の主題と離れるので、ひとまず今後の課題としておく。当該の主張・論説の執筆者は山梨在住ではなく、東京に在住していたのかもしれない。そこまでは確認できていないのだが、全国的には推測の限りで恐らくは、1873年の「征韓論争」、1885年の福沢諭吉による「脱亜論」、頭山満の日本を中心にして

アジア民族が団結して欧米の圧迫に対抗すべきだとする「大アジア主義」、等々の影響が、上記の主張・論説にとって大きな役割を果たしたと考えられるところである。それはさておき、ともあれここで我々が確認・認識しておくべきことは、この日露戦争の時期において、第二の日本を作るべく完全な帝国主義政策と満州・韓国への植民地拡大政策が、声高に唱道されていたということである。

しかしそれはあくまで一地方・地域・山梨県だけの状況であろう、こうした批判・反論も出てこよう。では以下それを反証するべく、全国的な次の状況を提示していく。

## 2. 全国的な状況

既述のとおり、日露戦争期には戦争への高揚と別に、与謝野晶子ほかの反戦活動も現れてきたことは冒頭触れた。この他にも終戦の条約締結調印に対して暴動が起り、日比谷で焼き討ち事件が発生したことが歴史教科書的に取り上げられるところである。さてこの事件に付随・関連して、以下の歴史的イベント・事実が今回把握できたので、それから提示していくこととする。

### 2-1. 暴動の発生

ひとまず日露戦争後の歴史的な経過から確認していくと、以下のとおりである<sup>3</sup>。日露戦争自体は約 17 億円の軍事費（国家予算の約 6 倍）をかけ、そのうち 13 億円を内外の国債に依存（外債約 7 億円・内債約 6 億円）、増税約 3 億円をかけて行なわれた。また戦争による日本人の死者・廃疾者は約 12 万人であった。（ちなみに戦争が始まる前年 1903 年度の国家財政の歳入決算額は約 2 億 6 千万円、日本の人口は約 4600 万人、1904 年度の歳入予算額は 2 億 9 千万円、1904～05 年当時の山梨県の人口は 54～55 万人である<sup>4</sup>。）これに対して、終戦の日露講和条約（ポーツマス条約）の内容は新聞紙上等から日本国民に事前に知れており、その

<sup>3</sup> 以下一連の事件に関しては、『山梨日日新聞』、岩波書店編集部（1991）184 頁、などによる。

<sup>4</sup> 内閣統計局編纂（2001）41 頁、914 頁、『山梨県統計書』各年版より。

中で特に上記の講和条約に賠償金の獲得等々が全くなかったこと、これに新聞や民衆は特に憤った。

条約の調印日(1905年9月5日)に、講和問題同志会が東京都の日比谷公園で講和反対国民大会を開き、この当日開かれた講和反対国民大会参加者の一部が暴徒化して、それらを抑えにかかった警官が抜刀し流血事件となり、日比谷だけでなく東京の各地で政府系新聞社・交番・内相官邸などが放火・焼き討ちされたというのが、「日比谷焼き討ち事件」と言われるものである。この影響は大きく、翌日すぐ戒厳令が東京にしかれた。解除されたのは約3か月後の11月29日である。

ここで一史料として着目したいのは、大会開催に先立つ9月2日、講和問題同志会は以下の檄文を全国各地に送っていた。それを得ることができたので確認していきたい。

嗚呼講和条約議定せらる、得る所何ものぞ、千古の一大屈辱のみ、列国の嘲笑のみ、十萬の忠魂をして、徒花に陥らしむるなり、二十億の負債を生存者に課するなり、抑々国民十年の臥薪嘗胆は何の為ぞ[。]身命財産を捧けて、憾天動地の偉功を奏したるは何の為ぞ、而して、其得る所のもの、果して彼の如くんは、将来、緩急あるも、誰か復た、義勇公に奉する者あらんや[。]即ち三千年來、扶植し來りたる国本は、一期にして動揺せん、前古未曾有の戦勝は却つて亡国の端を開かんことを恐る、当路者たるもの、何の顔ありて祖宗の神靈に対せんとするか、其罪断して救するべからざるなり、我 天皇陛下は曩に全權委員に諭すに平和を永遠に恢復すべきを以てし玉へり、而して今や議定する所の条約は啻に永遠の平和を保障する能はざるのみならず、却つて亡国の端を開くこと此の如し、国民たるもの豈に之に対して黙従の義務あらんや、苟も、聖旨を本体とする者は宜しく悍然進みて之を排斥すべきなり、国論に聴きて開戦し玉へし 陛下は条約に対しても亦国論に帰向を察せらるべきを信す、国論の勃発する所は既に大隈伯の改正条約を批准し玉はさりき、今や國家の安危に際し和約を不成立に終わらしむると否とは一に懸かりて國民の決心如何に在り、起てよ、憂國の志士、庶幾くは機を失ふこと勿れ、(『山梨日日新聞』1905年9月5日。)

要約すれば、今戦争の戦費は既述の借金とで賄い、また人的被害も多大だったこと、この借金が今後の負担になること、それに対しての見返りが無いこと、これでは誰が今後公に奉ずるだろうか。国の基礎は一気に動揺し、亡国の端を開きはしないだろうか。政府の当事者はどのように祖宗の神霊に報いるのか。この罪は断じて許すことはできない。講和条約は永遠の平和を保障するものではない。国民はこれに対して黙従の義務はない。東洋の治安を永遠に維持し、大日本帝国の安全を将来に保障すべきとする天皇の聖旨からしても、悍然に進んでこの講和条約を排斥すべきである。天皇は国論を聴いて開戦した。今講和条約に対してもまた、こうした国論を聞いてくれると信じている。こうした国家の安危の時に際し、講和条約を不成立にさせるか否は、偏に国民の決心如何である。その時機を失ってはならない。

こうした檄文が事前に発せられ、条約の調印日(1905年9月5日)に開かれた講和反対国民大会への参加者の一部が暴徒化したというのが、日比谷焼き討ち事件としてのその後の経緯である。そこで注意しておくことは、基本的にはこの檄文の主張内容と論理展開とが、この後の他の論説や主張においても展開されていく、このことを記憶にとどめられたい。

さらにこれに付随・関連する歴史的事件・事実としては、同様な講和反対大会が東京に限らず全国で開かれており、神戸・横浜でも焼き討ちが生じた。大阪では東京に先立つ5月3日に大阪中之島公会堂において約5千人の市民大会が開かれて、講和条約破棄・戦争継続などの決議が可決された。つまりこのような講和条約破棄・戦争継続を求める主張は、全国的な動きであったのである。(これについては再度以下の3-2でさらに詳述するが、東京での暴動の詳細は『甲斐新聞』1905年9月8日に詳しい。)

ではそこで山梨県下の具体的な状況はどうであったのか、これについては本稿の3で見えていく。

## 2-2. 六博士による講和条約拒絶の上奏

もう一つ日露戦争期において有名なこととしては、対露強硬論者として戸水覚人ほか東京帝国大学などの七博士が、「満州・朝鮮を失えば日本の防御が危うくな

る」として、開戦前から強硬な主戦論を主張していたことが知られている（「七博士意見書」「七博士事件」<sup>5</sup>）。これに付随・関連する歴史的事件・事実として、彼らが終戦後、以下のような行動を取ったことが今回判明した。

上記「七博士意見書」の延長とも考えられるのだが、七博士に名を連ねていた戸水寛人・金井延・寺尾亨・中村進午ほか計6名の六博士が、1905年9月21日に講和条約拒絶の上奏を起こしている。その上奏文の言うところで主要な点を確認していきたい。

[前略] 講和条約を按ずるに其条項一として開戦の目的を達するに足るものなく上陛下興国の宏謨に副はず下億兆勤王の丹精を蔑し空しく千歳罕遇の機を逸して永く百世不雪の辱を取る [中略] 陛下が此の如き条約を嘉納せさせたまわざる可きは臣等の竊に確信する処にして陛下の赤子が共に仰望する処なり 然るに世或は妄見の存するあり或は信を万国に失ふを以て辞と為し或は内外の事情を以て万已むを得ざるに出づと為し以て陛下の聡明を雍蔽し奉らむと擬する者なきを保せず 夫れ条約の批准が法律の裁可と等しく許否の自由を存するは之を国際の法理に照らして明なり [中略] 唯夫れ批准拒絶の事濫に之を尋常の時局に施すは固より不可なりと雖も苟も國家の存亡禍福に関する重大の事態に際しては断じて之が適用に躊躇すべきにあらず 臣等謹みて按ずるに帝国縦へ今次の条約を不成立に帰せしめ更に戦争を継続するも経営苟も其宜失はずんば我經濟上の實力は戦費を弁じて綽々として余裕あらむ而して環視列国必ず亦陛下公明の聖旨を仰ぎ臣民愛国衷情を諒とし帝国の威信に於いて特に損益する所なかるべし 之に反して帝国若し今次の条約を甘受し苟安姑息の平和を招来せば人心粗喪し財力萎靡し風教弛廢して名節地に墮ち其弊必ず続戦に倍する者あらむ 以て独立国の体面を損し或は数歳ならずして再び敵国と難を構ふるの已むを得ざるに至るあらば臣等恐らくは帝国々運の發展永へに望みなきに了らん事を [以下略]

<sup>5</sup> 「意見書」自体は、『東京朝日新聞』1903年6月24日朝刊。

見られるように先の檄文の論理・内容と同様な主張であり、結論としては講和条約反対と戦争継続を訴えている。この上奏文で新たに加えるべき内容としては、今もしこの条約を甘受して姑息な平和を求めれば、国民の精神は粗糲して国家の財力は衰え、風俗・教育も弛廃し国家の名誉・節操は地に墮ちる。これによる弊害は必ず戦争継続に倍するものであろう。これでは独立国の体面を損なうし、数年を経ることなく再び敵国と国難を構えることになるなら、帝国と国運の発展は長く望みがないであろう。

こうした内容に付随して、さらにいくつか追加確認しておくべき内容の①として、上記の檄文にもいささか触れられていたことだが、国民はこのような条約内容を喜んで受け入れることはできないのであって、そうした国民の切望とともに、同様な望みを天皇もまた持っていることを国民は密かに確信している、このような主張である。つまりさらには、悪いのは天皇の側近の者たちであって、彼らが様々な妄見や体裁の良い言辞等々によって、天皇の聡明を隠蔽しているのだという主張である。

追加すべき内容の②としては、条約批准の拒否は法的に可能であり、今回のような国家存亡の危急時局においては、それを適用すべきであるという主張、そして③として、たとえ条約を不成立にさせてさらに戦争を継続させたとしても、日本の経済上の実力からそれらの戦費は賄うことができるのだという主張である。逆にここで偽りの条約を結んでしまえば、事態は上述のとおりとなるとして、結論として講和条約反対と戦争継続を訴えているわけである。

こうした主張内容の特に①③については、今後展開していく二・二六事件(1936年)青年将校の精神的支柱になったと言われる北一輝の「君側の奸を取り除く」という理解・論法・主張、また「徹底抗戦・戦争継続」などは太平洋戦争(1941～45年)時の末に特に聞かされた主張であった。そして松岡洋右による「満蒙は日本の生命線」(1931年)との同様な意識・考えも、この時期(あるいは日露戦争の開始時期にも)既に伺えられる。

早くもこのようにここで対象としている日露戦争の終結時点(1905年)において、後に繰り返される同様な論法と主張、あるいは意識が胚胎していたことが把握できる。これらは当該の時期に突如として現れてきたわけではないのであって、

本稿1の末尾でも示したように、この時期既にこうした基礎や下地が存在していたのである。これについては、以下の検討でさらに明確となる。

### 3. 山梨県の状況

さて上記のような全国的な状況と気運を確認した上で、では山梨県下における具体的な状況はどのようなものであったのか。これについて特筆されるものとしては以下のとおりである。

#### 3-1. 『山梨日日新聞』ほかでの論説①(9月1日～8日)

まず既述のとおり、講和条約の内容は調印日の事前に知れていたため、『山梨日日新聞』は「屈辱の講話」「不祥の平和」ほかの論説を9月1日より多数掲載している。その内容としては、2と同様で重なる所があるが、特には賠償金なしの問題、ロシアの危機、政府への批判を訴えている。主だった内容を以下抜粋してみる。

開戦以来直接軍費として我の費消せしもの十六億余万に上るべし、而も露国をして半銭をも賠償せしめざるに至つては宋襄の仁も何ぞ此の甚だしきに及ばんや、[以下略]

回顧すれば十年の昔、日清干戈を交へ馬関条約を見るに至りし時、遼東半島は遂に無条件の還付となりぬ、此屈辱こそ即ち日露戦難を起こせし所以なれ、[以下略]

想ふに彼[ロシア]は必ず力を内乱の鎮撫に致し休養数年再び侵略主義を鼓吹して極東の平和を破らん、[以下略] (『山梨日日新聞』1905年9月1日「屈辱の平和」.)

戦捷の効果地を拂つて空しく、十年の苦心遂に水泡に帰す、彼の蠢爾たる元老と閣臣を除くの外国民一人として悲憤せざるはなく、津々浦々到處として哭声を聞かざるはなし [以下略]

嗚呼今や帝国は危機に迫れり、[中略] 我国の近き将来をして支那朝鮮と其運命同うせしむるを否らざるとは実に繋つて刻下の一挙にあり [以下略] (『山梨日日新聞』1905 年 5 日「枢密顧問官に一言す」.)

東洋に於ける永遠の平和は確保せられたるか、極東に於ける露国の野心を根底より打破し年来の禍根を去るにあらざれば東洋の平和は望むべからず、而して講和条件中之をよくなるものありや、朝鮮に於ける宗主権、遼東の租借、満州の解放、挙げ来つて吾人は転た悵然たらずんばならず、[以下略]

既に永遠の平和は望むべからず、吾人は更に悲惨なる第二の日露戦争を予期せざる可からず、而して露国は日本に支拂うべくしてしかも支拂を要せざりし二十億の巨費を投ぜば、優に五十万乃至百万噸の戦艦を東洋の波濤に否日本海に泛べ、且東亜に於ける諸般の戦備を整完するを得ん、嗚呼其暁、日本は何を以てかこれに対せん。[以下略] (『山梨日日新聞』1905 年 9 月 5 日「不祥の平和」.)

抑も日比谷公園の国民大会は講和条約の結果のみ、然らば是に対する当局の処すべき道は宜しく民意のある所を十分に発表せしめ、虚心坦懐其意ある所を察し、若し説明によりて国民の誤解を解くを得べくむば説明し、若し自ら過てりと悟らば責を引て勇退すべきのみ、然るに事此に出でずして暴力を万能と誤解し、偏に暴力に依頼して民論を抑圧せんとし、以て斯の如き騒亂を致さしむ其罪断じて政府にあり、[以下略]

況や其の原因は国民的大戦争を結ぶに屈辱的条約を以てせんとするに在るに於てをや、閣臣の責を負ふべき理由唯此の一事にて足る、閣臣たるもの何んそ速かに自ら処決して罪を陛下と国民とに謝せざるや。(『山梨日日新聞』1905 年 9 月 8 日「嗚呼是れ誰の罪ぞ」.)

見られるように幾分の重複もあるが、当時の『山梨日日新聞』の主張はこのようであった。

その意を汲み取れば、上記 2-1・2 で確認したと幾分重なるが、つまりこ

の戦争と講和条約において極東におけるロシアの勢力を根底より打破できておらず、ロシアは日本への戦費の支払いをも行なわなかったのであるから、今後予想される事態として、ロシアは戦備を整えて再び極東・日本海へと進出してくる。その時また戦争になるだろうが、日本はこの講和条約で満州や朝鮮を押さえていないから、これでは東洋の平和は確保できない。わが国は中国や朝鮮と同様な運命をたどるか否かの瀬戸際である。そもそも1895年時の三国干渉での屈辱や、今戦争での多数の犠牲・損害・債務に対して、この無賠償での講和はとても受け入れられるものではない。これに憤慨した国民の日比谷などでの行動は正当であり、否は政府にある。閣臣は天皇と国民に陳謝すべきである。こうした論調である。

同様な主張は『山梨民法』1905年7月30日、8月8日、9月2日、9月10日、これらの「主張」欄にも見られる。また本稿の「はじめに」で示した他の新聞でも同様である。

### 3-2. 山梨県民の意識状況と直接行動

『山梨日日新聞』での論説はさらにこの後続けて触れていくとして、ここまでの経緯で新聞紙上での論調・論説だけではなくて、山梨県民の意識状況や直接行動のほどはどうであったか、これについて視点を移して追究していきたい。

#### 山梨県民の意識状況

まず講和調印日(9月5日)以前の6月に、そもそも講和という戦争終結の方法自体に関して、甲州財閥の一人と言われた雨宮敬次郎は以下の様に語っている。実業家・事業家としてそれにふさわしいような内容で、戦費については本稿2-2「六博士による講和条約拒絶の上奏文」の③を上回る主張、それによる戦争継続、それに見合う多額の賠償金の要求を訴えている。

「[前略] 戦費さへ永続する見込みがあれば、何ぞ戦争期間の長短を問ふを須るんやだ、今日の所では軍事費は大丈夫だ、今後五年やそこら戦争を継続するに民間の経済だつて苦しみはしない、[中略]

まだ[まだ] 戦争は続けて愈よ露国が窮々言ふ迄圧迫を加へなければ、国民

が満足の出来る講和条件は締結することは出来ぬ、[中略]

之よりドシ [ドシ] 懸軍万里の勢力を以て最後の勝利を得るに至れば、露国とて亦起つこと能はざる暁には、五十億か百億でも出さにやなるまい、[賠償金として学者などが要求している] 二十億や三十億が何になる。[中略]

其時思ふ存分何でも要求したら日本の戦争の為に失ふ所を償ふて、而して東洋の平和も期待し得べきである。[中略]

国民は今日に満足しないで露国をギウ [ギウ] 云ふ迄窘め付けて心残りのない平和をする覚悟が必要だ。

頼みにもならぬ政党 や学者の駄法螺は何うでも宜い、今日の講話は大に早いから遣る所まで遣るべしだ、戦費杯は五年や八年顧慮するには当らぬ、帝国の面目に掛けては百億円の軍事費でも潔く出すのが日本男児の愛国心である。[以下略]」(『狭中日報』1905 年 6 月 22 日「講和早々談(四)」.)

また実際に講和の成立時に、『山梨日日新聞』で伝えられている甲府市民ほかの状況は以下のとおりである。

●和議成立と市中の光景 和議成立聞き次いで其条件を聞きたる甲府市民は一般に悲観的に陥り 戦捷と聞いて提灯行列旗行列と喜び勇みし市民は 最早開いた口が閉がらず寄ると触ると「何だ詰まらない」を挨拶の先触れにしてコンナ事では高い税金を拂つたり又た、大事の息子を兵隊に出すのが馬鹿々々しいと愚痴をタラ [タラ] 中には呆れ返つて物も云はれずコンナ事なら最初から戦争をしない方がましだと呟くもあり 女子供に至るまで其余りに予想外なりしを語り合ふほどの有様にて 市中は一般に沈み勝ちなりき郡部に在りても亦今回の和議成立を喜ぶものはあらざるなり (『山梨日日新聞』1905 年 9 月 2 日.)

さらに山梨県東山梨郡出身で東亜同文書院長の根津一氏 (同地出身で上記雨宮敬次郎と同様に甲州財閥と言われた根津嘉一郎とは別人) の談を、『狭中新聞』は以下の様に伝えている。

予の見る所にては樺太は水産物の利益あるのみ 地上にて何等の生産物を得る見込みなければ日本民族の移住地としては価値なし[中略]日本は一方に朝鮮といへる気候のよき移民地あれば樺太への移住者は漁業関係者等の外移住者は極めて少なかるべし云々。(『狭中新聞』1905年9月8日。)

このように状況は見られるように、山梨県民にとっても講和条約の内容は予想外にして、また不評であり、県民の意識は落胆・沈滞した。これには新聞紙上の報道さらには政府や軍部から伝えられる情報として、日本は連戦連勝に近いようなものであったこと、これに対する反動要因もあったと考えられる。戦争の経緯や戦勝内容の詳しい検証は本稿の対象外としておくが、ただすでに当時においても軍部の損害を日本政府が秘匿していたという記事も見られる。(『山梨日日新聞』1905年9月10日「日本は戦ふ能はず」、『山梨時報』1905年9月11日「日本は戦ふ能はず」。)さらに講和条約で得るところの樺太についての見解は、一般に予想されるように上記のとおりであり、それよりも何しろ日本は本稿の1で確認したとおり、第一に朝鮮半島を渴望していたことが理解できる。

### 直接行動・示威行動

以上が山梨県民関係者の一般的な意識であったとして、次に直接的な行動を見ていくと、この後、県民は9月10日になると、正午に舞鶴公園において「県民大会」「県人大会」を開いた。目的は言うまでもなく、講和条約に対する県民の意思を発表するためである。この大会は極めて盛況のようであり、およそ1万人の者が集まり、式場は立錐の余地もないほどのよう伝えられている。そこで以下の決議案が一人の意義もなく決定され、その決議文の実行方法は発起人に一任されることが決められた。

宣戦の大義に背戻せる屈辱的条約は速に之を破棄し内閣大臣其責に任すべし

当日はその後、3時から甲府の桜座において非講和政談大演説会が開かれ、3千

人の聴衆が集まったとされている。演説した者は長野県の代議士、東京の弁護士、そして『山梨日日新聞』の論説員ほか数名で、いずれも講和条約を破棄すべき理由、国民が奮起した理由を述べ、これに対する聴衆の拍手は満場におよび、会場を破砕するほどと記載されている。

このようにながりの盛況ぶりが示されており、ただこの後は無事散会し、東京の日比谷などのような騒擾はなかった。(以上、『山梨日日新聞』1905年9月12日、『甲斐新聞』1905年9月9～12日、『山梨時報』9月11日。)また大会への「入会を申込みたる者既に千人を超へたり而して其の多数は多く青年血気の徒にして」(『甲斐新聞』1905年9月10日)とある。

ちなみに同様の講和反対の集会と決議は、東京・山梨のほか全国に広がった。新聞記事から羅列するだけでも、大阪府(9月11日)、滋賀県(9月10日)、鳥取市(9月5日)、呉市(9月10日)、大阪市(日付不明)、越後直江津町(9月10日)、埼玉県(9月12日)である。(以上、『山梨日日新聞』1905年9月13日。)また同様な決議は、『狭中日報』の報道によれば、9月末日までで全国で合計230件の市町村で行なわれたとある。ただし、講和条約に賛辞を呈したものの、またやむを得ずと決議したものが4件あった。このことの詳細はつかめていないが、この存在には注意しておきたい<sup>6</sup>。(以上、『狭中日報』1905年10月8日。)

また山梨民法社社員一同は、講和破棄の決議書を枢密院と講和問題連合同志会に打電している。(『山梨民法』1905年9月10日。)同じく『山梨民法』(1905年9月10日)などでは「県人に告ぐ」として、山梨県民に対して、愛国心に訴えながら、元老閣臣の責任追及・条約破棄を求めるための蜂起を煽動する主張まで見られる。

さらに山梨県の平等村(現在は山梨市に併合)他では、上記2-2の「六博士による講和条約拒絶の上奏」と同様な上奏を行なっている。(『狭中日報』1905年10月3日。)

山梨県下そしてその他においても、このような世論と運動、そして直接行動が

<sup>6</sup> なお当時の講和条約を支持し、また国民を煽動する新聞を叱る論者として、鈴木天眼なる者の存在を知ることができた。これに関しては、高橋(2019)を参照。

彷彿していたのである。

### 3-3. 『山梨日日新聞』ほかでの論説②

この後『山梨日日新聞』などの論説は、本稿の3-1に続いて条約の破棄と戦争の継続を盛んに訴えていく。以下それを確認していきたい。

#### 『山梨日日新聞』での論説(9月18日～10月17日)

今や全国各府県各市皆志士の大会を催し非講和説を鼓吹し条約破棄を奏請す、世論のある所民意の向ふ所知るべきのみ、而して既に調印済みとなれる条約を破棄し得る余地あることは学説と先例とに充分なる基礎を有す、されば今日最も考ふるべきは条約破棄より生ずる結果如何にあるのみ。[中略]

畢竟此の大屈辱的講和は我当路者の外交失敗に外ならず、露の常用手段たる恫喝に驚かされ我が弱点を過度に暴露したる結果に外ならず。[中略]

二十億の巨資と十万の生霊との犠牲より生ぜる果実は再び露国の手に奪はる[る]様に曝され、戦争前の状態は復た忽ち現出せらる[る]様に置かれ、第二のより惨憺たる日露大戦争は条約不履行を常とせる露の如何なる口実の下にも開始せられむとすればなり。[以下略](『山梨日日新聞』1905年9月18日「条約破棄(一)」。)

今日の講和条件にては第二の日露戦争は到底避くべからず、樺太の分領は其の能き口実の因なり、我満州軍の撤兵は満州を再び廿五六年の満州となるなり、十年と言はず五年を出でざるに満州は再び露の勢力の下に落ちん、此時に当りて我は再び兵力を以て露兵を満州より駆逐するを得るか[。]吾は我大和民族の武勇絶倫なる其必ず可能なるを信ぜんと欲するも、此講和条件の思へば或は其不可能なるかを疑はざるを得ず、思へ露は大国なり、大国なる丈国力の回復も容易ならん、我は小国なり、況や二十億戦費は向後国民の重き負担たるに於いてをや、五年十年の後剣を採りて起つを得ざる事情あらば勢ひ泣き寝入り終らざるを得ず、斯くても国民は忍び得るか、斯くても人道は擁護せられ得るか、今日此屈辱的講和を忍ぶべしと為す者は恐らくは又

之をも忍ぶならん、斯くて人道は遺憾なく蹂躪せられ、正義は世に其光を失はむ、嗚呼条約破棄すべし、戦争継続すべし、吾人は啻に国家の為に条約を破棄するに非らず、吾人は啻に国家の為に戦争を継続するに非らず、人道の爲めなり、正義の爲めなり、[以下略] (『山梨日日新聞』1905年9月19日「条約破棄(二)」.)

この翌日の9月20日にも、同紙において「条約破棄(三)」が掲載されているのであるが、内容は上記と重複するので割愛する。

上記から同紙の主張を要約すると、今回の講話条約は破棄すべきであって、その理由としては、日本の満州からの撤兵は満州を再び日露戦争以前の満州の状態に戻すことになる。となれば、10年あるいは5年のうちに、満州は再びロシアの勢力の下に落ちるだろう。これでは日本は再度兵力でロシアを満州より駆逐することはできない。つまり、この条約では10年くらいの平和すらも維持できない。と言うのも、ロシアは大国であって賠償金の支払いもないのであるから、国力の回復は速やかである。日本は小国であり、賠償金も得られず、さらに10億円以上の借金返済の負担を背負っている。このように国力とその回復の差は歴然である。このように5~10年くらいの後、ロシアは国力を回復させ、再び満州に覇権を進めてくるはずであって、今日本が満州から撤兵すれば、満州はロシアに完全に制圧されてしまう。これでは日露戦争以前の以前の状況と同じであり、第二の日露戦争が不可避となるはずである。それに対して、さらに日本は借金の返済負担の上に、今回朝鮮さえも主権の下にいない。これでは明らかに同胞10万人の犠牲が無意味な犬死である。あくまでも条約は破棄し、戦争は継続すべきである。こうした見解と主張である。

さらにこの後、この戦争と今回の状況を総括して、同紙は以下の様に述べている。これによって同時の状況と理念が一層明らかであるので、その見解と主張を聞こう。

噫平和！ 人道！ 是れ我全権の心を支配せる第一の者なりしか、然らば談判の屈辱に終り外交の失敗に終りしも、亦宜なり。

[前略] 或は人道の平和と云ひ或は世界の平和と云ひ道具立飾り来りて美しと雖、全然日露大戦争の目的を忘却したる者、少くとも帝国の利益と人道と平和の位置を転倒したるものなり、我日本が此の大戦争を敢行せし真正の目的は果して何なりしか、人道の為か世界の平和の為か、若し世界の平和の為めなりしならむには吾等は絶対に戦争はせざりしなり、単に人道の為のみならば吾等は剣を採らずして可なりしなり[。]然るを敢て剣を採りて起ちし所以は其目的嶋帝国の自営にありたればなり、大なる犠牲を供して辞せざりし所以は其目的島帝国の利益にありたればなり、人道と平和の如きは此の戦争の真の目的にあらざりしなり、吾等は只帝国の利益を擁護すると共に人道と世界の平和に貢献せんとしたりのみ[。]即ち人道も平和も帝国の利益と衝突せざる範囲に於て考へしのみ、かかる目的の下に開始せられし戦争の主たる目的を第二に置き却つて付随条件たる人道平和の為に条約を結ばんと決心したる我全権は其根本の心念において誤れり、斯る心念に支配せられて結ばれし条約の結果知るべきのみ、国民が屈辱と呼び国是に反すと絶叫する豈に当然の事にあらずや。[後略] (『山梨日日新聞』1905年10月17日「講和顛末談を読む」。)

このように訴えるところは、日本が今回の日露戦争を敢行した真の目的は、人道のためでも世界平和のためでもない。その目的と理由は大日本帝国の自営にあったればこそである。ここで大なる犠牲を出してでも引くべきでない、その理由と目的は大日本帝国の利益こそにある。人道と平和のごときは、この戦争の真の目的では決してない。帝国国民は偏に帝国の利益を擁護するとともに、人道と世界の平和に貢献しようとしただけである。であるから、人道も平和も帝国の利益と衝突しない範囲で考慮すべきであって、上記の目的の下に開始された戦争の主たる目的を第二に置いてしまい、人道平和を優先として条約を結んだ日本の全権大使は根本的に間違っている。というものである。

ここで言うようにこの日露戦争の最大の目的は、帝国の自営のため、帝国の利益とその擁護、こう捉えられている。この帝国の自営、帝国の利益とその擁護、これこそが第一の目的と理由であって、人道や世界平和などは優先順位上その下

に置かれると、こうした考え・理念である。このような当時の帝国の自営、帝国の利益とその擁護、これを現今の言葉で把握すれば、(武力を用いるかは別として)、「自国優先主義」「自国ファースト」とに類したものと把握すれば理解しやすいだろうか。

### 『狭中日報』での論説

今まで示してきた論調は何も『山梨日日新聞』だけのものではなかった。『狭中日報』でも上記と同じ時期に当たる1905年10月1・3日「条約破棄は国民の義務」として、やはりこの戦争を総括して以下の様に主張している。これによって当時の意識や考え方がさらに、そして実によく解るので以下引用していく。

日露開戦の原因は、露国が満州を併呑して、延いて朝鮮に及ぼさんとしたるが為めなりと謂うと雖も、其宣戦の目的は、之を撃退して、帝国の安全を期すると共に、又、東洋の平和の保障を得るにあり、然るに、小村条約は単に南満州を恢復し得たるに過ぎずして、北満州、即ち満州の三分の二は挙げて露国の勢域とし、殊に満州の穀倉と称する松花江の沿岸を全然放擲し去りたるは、非常の不利益と謂わざる可らず

[前略] 其の敵が饕餮飽くなきの豺狼にして、将来必ず帝国の独立を脅かさんとするものなるを思ふ時は、吾人臣民は陛下及び 列祖列聖の心霊に對し奉り、国を焦土としてまでも、敢然奮闘、以て宣戦の目的を敢行せざる可らざる也。

[前略] 況んや、彼等コサック兵が西比利亚を韃靼種族、鮮卑種族より奪へるは、三百年來の事なるをや、之を取つて、我が支ふるに、復た何者か之を咎めん、シベリヤはシベリ人の国を意味す、シベリは即ち鮮卑にして、韃靼種族、満州種族、朝鮮種族と共に、我が日本民族の支流に屬し、その言語と風俗とが、支那に似ずして、著しく我日本に近きことは、言語學上、人類學上、争ふ可らざる定説なり、民族保全の上より見るも、我が帝国が西比利亚を収めて、其民を撫恤し其地を拓くは、寧ろ吾人の任務に屬す、何者の痴漢ぞ、吾人に擬するに侵略主義の名をもつてする、

吾人は断言す、宣戦の目的の達せられざる今日に於ては、如何なる手段を用ひてなりとも、姑息の講和条約を破棄し、以て西比利亞に進軍するは、將に汚れんとしたる国旗の名譽を保護するに極めて緊要なることなりと、この目的を以て、藩閥政府を打破するは、吾人が権利にして又其の義務なり、權利は揚棄するを得べしと雖も、抑も五千万同胞は如何にして其義務に負くを得るか。

このように繰り返されている（そしてまた他の主張でも同様に訴えられていた）宣戦の目的、満州の獲得の必要性、ロシアの脅威、東洋の平和、天皇と祖先の靈への憐憫・報恩、戦死者への忠義、徹底抗戦、藩閥政府の打倒、これらは本稿の今までの解説と重なるので、再論の必要はもうないであろう。しかし、こちらの史料から新たに我々が認識・把握すべきは、既にこの当時民族主義の考えも完全に形成されており、それが上記の戦争の継続と藩閥政府の打倒とに重なって唱えられていたということである。

つまり上記の論説からすれば、ロシアのコサック兵が約300年前にシベリアを韃靼種族と鮮卑種族より奪ったものである。韃靼・満州・朝鮮種族、これらはともに支那ではなくて、我が日本民族の支流に属している。民族保全の観点からしても、わが帝国がシベリアを収めて、その民を撫恤しその地を開拓していくことは、むしろ日本人の任務の一つである。これをもって侵略主義の名は当たらない。誰がこれを咎めることができようか。こうした論理と見解をもって、講和条約の破棄、シベリア出兵、そして同時に藩閥政府を打破することは、我々の権利・義務と訴えているのである。

こうした民族主義、つまり大和民族の支流に韃靼・鮮卑・満州・朝鮮民族が位置するという考え、また民族保全の観点とその民族の撫恤やその地の奪還・開拓、これが日本民族の任務だという考え、これらはヒトラーがオーストリア併合時（1938年）などに用いた、ゲルマン民族・ドイツ民族の統合や優勢性の強調、この手法と論理に酷似するものではないだろうか。

#### 4. ここまでのまとめ

ここでいったん、ここまですを総括しておいた方がよい。

見てきたように、この 1905 年の時期において、日本あるいは大和民族は特に朝鮮・満州と植民地を拡大させていくべきだという考え方は、新聞紙上で流布されていた。国民は地方においても、それを支持するか否かは別として、そうした新聞紙上からの訴えをかように何度も聞かされていたことは紛れもない事実である。

こうした下地がまずあり、日露戦争では韓国・満州の利権・權益をかけてロシアと戦い、戦費は大規模な国債や外債に依存しながら、また多大な人的被害を被ったにもかかわらず、結果として講和条約ではそれに見合う成果が得られなかった。上記の植民地拡大路線に値する成果も、明らかに得られなかったのである。

これに国民は地方においても激高し、講和条約の破棄、戦争継続と徹底抗戦、満州獲得の必要性、ロシアの脅威、それを排斥し東洋の平和を建設する考え、天皇と祖先の霊また戦死者への憐憫・報恩・忠義、そして大和民族を主体とする民族主義、これらが相互に関連・連携させられて、そして総合的に新聞紙上ほかで強調され訴えられ、ひいては藩閥政府の打倒までがこの当時叫ばれていた。それに賛同する者は多く、講和条約の調印日(9月5日)に東京日比谷ほか、その後も全国各地で暴動や反対集会が開かれ、上記各項目が叫ばれたが、しかし政府による鎮圧等により政府打倒の実現までには至らなかった。が、しかしそれでも、あるいはだからこそ、マスコミをはじめとした国民大衆の考えの中には、上記項目の要求と実現、それが思想的にも理念的にも、じわじわ・ふつふつと涵養・醸成され内燃していたと言えよう。

以上が下地としてあったればこそ、本稿で示したようなこの後に関係して生じてくる一連の事件、日韓併合(1910年)、シベリア出兵(1918年)、満州事変(1931年)、またその時の「満蒙は日本の生命線」という主張と見解、二・二六事件(1936年)、日本を中心に日・満・華を一体とした新しい社会を作る「東亜新秩序」(1938年)、その後の「大東亜共栄圏構想」(1943年)、さらには太平洋戦争(1941~45

年), へとつながっていく考え, これらが一本の道筋として容易に理解できてきよう。そしてそうした事件とにかかわる理念や思想, あるいは主張の形成時期と源流が, 特に本稿で対象とした日露戦争終結時での要求成果の不実現という, この時期に決定的に求められると考えられる。これに追加して, 日露戦争の時期に反戦・非戦論があったことは事実であろうが, それは極めて少数的な見解・主張であった。これらが本稿の結論である。

## 5. 韓国の統治

このように日露戦争の結果では, 日本が理念としていた以前からの主張に見合った要求成果は何ら得られなかった。賠償金の獲得はもとより, 条約の破棄も, そして特に以前から期待していた満州・韓国への植民地拡大という成果なども, 全く得られなかったのである。そしてまた, 政府に抗議しても何ら事態は進展しなかった。であるからこそ, 日本にとってその後の標的課題あるいは焦眉の急は, 当然のごとく韓国の実質的な支配へと推移していったと考えられる。このことは今まで明らかにしてきた当時日本のかような意識からして, (倫理的・道義的な意味は別として, あくまで軍事・戦略的には) 自然に生じてくる流れであり, 日本は実際にそうした政策へと文字通り駒を進めていった。これらのことは上記示してきた日本国民の当期の理念や思想, そして既述の経緯からして, 容易に理解できよう。政策もかくのとおりで, またその詳細は以下のとおりであり, それに加えて同時に, 今までの論調を引き継いだ新聞紙上での主張も, 以下見るように韓国への実力行使となっていく。

講和条約(1905年9月)において日本は韓国に対しての指導・監督権(宗主権)が全面的に認められた。そしてそのすぐ2か月後の11月に「第二次日韓協約」を結んだのである(17日調印, 23日公布)。これによって日本は韓国の外交権を接收(韓国は日本の仲介なしには条約の締結が不可能), 韓国を保護国(条約締結権などを持たない半主権国)とした。ここで日本政府の代表機関として統監府が漢城に設置され, 初代統監の任に当たったのが有名な伊藤博文であった。彼が後の1909年に安重根によって暗殺されたことから, 日韓併合(1910年)となっていっ

た。この一連の経緯は、その後の推移として有名である。

この「第二次日韓協約」が結ばれた時、『山梨日日新聞』は次のような主張を行なった。当時の日本の意識・主張、特になぜ韓国を独立対等という扱いの国にしなかったのか、これらが本稿上記の結論に加えて一層よく解るので、最後に引用しておく。

[前略] 実に韓国の他国に脅かざる[る]は我の脅かざる[る]なり、半島に他邦の勢力加はるは我の存立を危くせらるるなり、[中略] 吾人の韓国問題に力を致し国運を賭すを辞せざりしは実に[中略、韓国の]独立確保の問題なりし故なり。

是が為めに嘗ては大清と戦ひ韓半島の独立を中外に宣言し専ら韓国の善意誘導に力む 而して頑陋なる韓政府無知なる韓国民は誠意を以てする我に信頼せず事大の根性は依然として彼等を支配し、我十年の計画は稍もすれば水泡に帰せんとし廿七八年戦役の目的は全く画餅に帰せんとす、此に至りて吾は再び強露と其権を争ふの止むを得ざるに至る、皇帥連戦連勝の結果は遂に列国をして此の地に我優越権を認めしむ、此の時に当りて国家として又国民としての対韓の政策方針を論ずる、又此の大戦の収穫を空しくせざらむと欲すればなり、

[前略、韓国は]未だ中央政府すら全く我に依らしむることも得ず時に其の根底の動揺して休まざるを見る況や地方をや、未だ全く我を知らざる処すらあり、一たび韓国の為めに戦ひて以来年経ること既に十有二、事実上我勢力範囲に入りて以来月を経ること既に廿有二、而して現状斯くの如し、之が為めに犠牲となれる同胞の霊に対して耻るなきを得んや [中略]今は過去の経験に徴し現在の有様に照して英断を施すべきの時ならずとするか、機会一たび失せば又捕ふべからず 為すべきは今日ならずや、宜しく従来の優柔策を捨て断固たる処置を敢行すべし、所信を断行すべし、何ぞ四圍を顧慮するを要せん、吾人は過去十余年間に於て好意的誘導は到底彼を導く所以にあらざることを経験したり、今は断行の時なり果断を要するの時なり 韓政府は我に従はずんば断じて制裁を加へよ 我政策に反抗する者は厳に追究すべし、

同化政策は政府の採るべき処にあらざるなり 信服の期を待つには余りにも後れたり、吾人は會て彼を同化誘導せんとして余りに高価を拂へり、今は同化の時に非ざるなり強制の時なり。(『山梨日日新聞』1905年11月14日。)

これらについてもはや多言の解説は必要ないであろう。今まで本稿で示してきた当時期の考えを下敷きに、要は、韓国が他の国に脅かされるのは日本の脅威でもあって、日本の存立を危うくするものである。であるから、韓国の独立を確保するために日本は力を尽くし、国運を賭けてまで戦った。しかし韓国は日本を信頼せず、依然として事大主義にある。これでは日本の今までの計画と行為は水の泡である。今回もロシアと韓国の権利を争うという止むを得ざる戦争となった。この戦争の収穫を空しくさせることはできない。韓国のために戦い、事実上、今日本の勢力範囲に入れたが、現状は上記のとおりで、これでは犠牲となった同胞の霊に対して恥ずべき状況である。今は過去の経験に照らし、韓国への従来の特策を捨て、韓国政府が日本に従わなければ、断じて制裁を加えるべきである。かつての同化誘導政策は余りに高価であった。今は同化の時ではない。強制の時である。

ただ翌日の紙上では語気を改め、一応誤解することなかれとして、上記の政策はあくまで政府の採るべき政策であるとし、個人の依拠すべき政策としては、あくまでも「同化」「同情を以て意思の融和を計」ることだとしてある。ただししかしその同紙上においても、韓国蔑視の表現や、韓国に対して「我自衛の実を挙げ、同時に我過多の国民の輸出地となし第二の日本を建造する」「新日本を此土に現実する」「半島に第二の日本を開く」、このような主張が繰り返されている。(『山梨日日新聞』1905年11月15日。)

また同様な主張は『山梨民法』でもなされており、「武断主義を以て、一刀両断の処置をなすにあり」「武断主義を以て、彼等に威圧を加へ、ドシ[ドシ]我所思を執行するより仕方なき也、然らずむば、到底韓国を統治し事実我属国となすこと能はざる可し」とある。(『山梨民報』1905年11月12日「主張」、12月28日「八面鋒」。)

これらが当時の山梨県という一地方・地域の、特に新聞紙上での見解・主張で

あったのである。であれば全国的な意識・状況としても、本稿での既述の確認と把握からして、大同小異と考えられる<sup>7</sup>。

<sup>7</sup> ちなみに著名な作家・司馬遼太郎において、日露戦争を題材にした有名な小説として『坂の上の雲』がある。俗に「司馬史観」と言われる歴史観をベースに、膨大な史料と綿密な考証に基づいた壮大な歴史物語作品であることに敬意を表するのはそれとして、ここでは同書に関して本稿での主張との差異、あるいは同書では扱われていない問題などを指摘しておきたい。

まず司馬氏は同書で日露戦争に関して、次のように裁断する。

「問題を洗い晒して本質を露呈させてしまえば、日露の帝国主義の角のつきあいである。日露双方が、大英帝国がモデルであるような、そういう近代的な産業国家になろうとし、それにはどうしても植民地が要る。そのためにはロシアは満州をほしがり、植民地のない日本は朝鮮というものに必死にしがみついた。／十九世紀からこの時代にかけて、世界の国家や地域は、他国の植民地となるか、それがいやならば産業を興して軍事力を持ち、帝国主義の仲間入り[を]するか、その二通りの道しかなかった。[中略]世界の段階は、すでにそうである。日本は維新によって自立の道を選んではいった以上、すでにそのときから他国(朝鮮)の迷惑の上においておのれの自立をたまたねばならなかった。／日本はその歴史的段階として朝鮮を固執しなければならない。もしこれを捨てれば、朝鮮どころか日本そのものもロシアに併呑されてしまうおそれがある。この時代の国家自立の本質とは、こういうものであった。」(司馬〔1999〕〔三〕173頁。)

このように裁断しながら、さらに司馬氏による日露戦争の把握や描き方の基調やトーンは、ロシアが持つ南下膨張政策からロシアは北清事変(1900-01年)後に満州を占領し、次の触手として朝鮮を狙い、これに対して朝鮮半島を取られてしまうと軍事的に日本は不利な状況に置かれる、こうしたロシアの帝国主義的進出に対する日本の祖国防衛戦争が日露戦争であった、こうしたものであって、同様な主張が随所で行なわれている。(司馬〔1999〕〔三〕62-64頁, 172頁, 〔四〕365-366頁, 他。こうした主張は1904年2月10日の「露国に対する宣戦の詔勅」、俗にいう日本からの宣戦布告と内容が非常に近接している。)

筆者(深澤)の見解としては、以下のとおりである。一面的には上記の裁断や主張も言えようが、逆に言えば本稿で筆者(深澤)がたびたび示してきたような、日本が朝鮮・満州に対して植民地を広げていくべきだという当時の日本の考え、あるいは直接行動などが取り上げられている個所は極めて僅少である、あるいは上記のような裁断で済ま

れてしまっている。(また日露戦争以前の1895年日本が起こした閔姫殺害事件、その後の朝鮮国王高宗による親露政権の成立についての記載はない。これらの史実に関しては、『坂の上の雲』執筆・連載時の1968~72年には知られていなかったのかもしれないが。)

また本稿で重点的に示した日露戦争の講和条約の状況に関しては、調印・休戦協定・批准などの日付とが示されるだけで、文庫本では三行の記載で終わっている(司馬[1999][八]284頁)。本稿で着目したこの時期日本の大方の世論であった、戦争継続・条約破棄・植民地拡大に関しては、そこでは一切触れられていない。

さらにまた司馬氏あるいは司馬史観の全体像として、明治維新から日露戦争までの日本は良かったのであるが、その後「日露戦争を境として日本人の国民的理性が大きく後退し」「戦勝後の日本は国家としての本質が少しずつ変質しはじめた」と、こうした理解と指摘が何度も繰り返されている(司馬[1999][八]222頁, 344頁, あるいは351頁, 363頁)。具体的には「[日本はこの日露戦争で]辛うじて勝った。その勝った収穫を後世の日本人は食いちらかしたことになる」(司馬[1999][一]77頁)という指摘である。

しかし本稿で得られた史実と考察からすれば、日本には日露戦争以前からすでに満州・韓国への植民地拡大の考えが存在していた。日露戦争終結時には当時多くの日本人はこの戦争で払った犠牲に対して、それに見合うだけの収穫が得られてないことを非常に嘆き叫んだ。だから日本は今後さらに韓国などに植民地による実行支配を広げていくべきだとして、実際韓国をそのようにしていった。また文学的表現としての「食いちらかした」の具体的事項と意味は不明瞭であるが、本文で指摘したようなこの後の一連の歴史的事件を指しているのであれば、後世の日本人がそのように食いちらかすかのように展開させていく要因と時点は、日露戦争前後で分断して把握・解釈すべきではない。かのように展開させていこうとする下地が、既に日露戦争終結時には明確に存在していた。この時点からの一連の歴史的事件は、(無論それ以前の過去からも)日露戦争時からも密接に関連して推移・展開していくものとして理解し把握していくべきで、後世や日露戦争後だけの問題ではない。本文でも繰り返したが、一連の歴史的事件は突如として生じたわけではなく、その伏線や背景、前提条件が必ずあったはずで、それらを後世だけの問題として、分割し寸断して捉えることはできない。と、このように批判できる。

**【参考文献】**

- 岩波書店編集部編集(1991)『近代日本総合年表』岩波書店(第三版).
- 司馬遼太郎(1999)『坂の上の雲』(一～八)新装版, 文藝春秋.
- 高橋信雄(2019)『東洋日の出新聞 鈴木天眼』長崎新聞社.
- 内閣統計局編纂(2001)『日本帝国統計年鑑 23』復刻版, 東洋書林.
- 深澤竜人(2017a)「近代山梨県経済における企業設立状況と 1890 年恐慌の状況」『地域と社会』No. 1.
- (2017b)「近代山梨県経済における日清戦争後恐慌(1897–1901 年)の状況」同上, No. 2.
- (2018a)「近代山梨県経済における日露戦争後恐慌(1907 年～)の状況」同上, No. 3.
- (2018b)「近代山梨県経済における日露戦争後恐慌(1907 年～)後の農村不況の状況」同上, No. 4.
- (2019a)「近代山梨県経済における 1890 年恐慌の状況——各種史料を基に補充と再論——」同上, No. 5.
- (2020)「日清戦争後恐慌期における山梨県の製糸産業と絹織物産業の状況」『経済学季報』立正大学経済学会, 第 70 卷, 第 1 号.
- 山本多佳子(2004)「日露戦争と山梨県民」(有泉貞夫編〔2004〕『山梨近代史論集』岩田書院.)
- 『山梨県統計書』山梨県立図書館蔵, 各年版.